

登米市告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による登米市条例の制定の請求を令和 7 年 2 月 26 日受理したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 1 項の規定により、登米市条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 26 日

登米市長 熊谷 盛廣



- 1 請求代表者の住所及び氏名
宮城県登米市南方町狼掛 151 番地 1 及川 圭助
- 2 登米市条例制定請求の要旨
別紙のとおり

別紙

登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例制定請求の要旨

登米市が現在計画をしている（仮称）地域交流センター（多機能型複合施設）建設計画の総事業費は約１４７億円と見込んでおりますが、昨今の経済情勢からみると、人件費や建設資材などの高騰により、事業費の大幅な増額が強いられることが危惧されます。加えて、登米市が抱えている借金は、一般会計、病院事業会計、水道事業会計を合わせて約１，０００億円にもなっており、将来にわたり市民の負担となるものであります。

このような厳しい財政状況下において、なぜ（仮称）地域交流センターの建設が必要なのか疑問を感じます。この建設計画は、現在本庁機能を有している迫庁舎、中田庁舎、南方庁舎を廃止して、迫町佐沼中江地区に市民交流スペース、公民館、保健センター、図書館、議会と行政機能を複合化した機能を有する（仮称）地域交流センターとして建設する構想ですが、複合化に見せかけた庁舎建設に他ならないものであります。

（仮称）地域交流センターの建設に際しては、前述した通り莫大な経費が必要となるほか、図書館の維持経費や施設管理費など、更なる財政負担が伴うものであります。

このように建設計画ありきで、合併特例債や国庫補助金の対象事業だとしても、将来における市民一人当たりの財政負担が大きくなるのは目に見えております。

このような状況を鑑み、登米市の実情を市民の皆様に知っていただくために、（仮称）登米市複合施設建設を見直す会（以下「見直す会」という。）を結成し、登米市民が将来少しでも安心して生活できるような市政を目指し、市当局並びに議会に働きかけているところですが、如何せんなかなか受け入れてもらえない状況であります。

そのため、見直す会では、その必要性を市民皆様に理解いただくために、説明会を兼ね市民皆様の意見をお聴きする機会を設けており、一人でも多くの市民に賛同を得るための活動を展開しております。

このことは、将来の登米市の健全な財政運営が危機的状況に陥らない事を思うための活動であり、市民もその思いであるのは至極当然のことであります。

このように、多くの市民が（仮称）地域交流センター建設計画内容を理解することなく、実施することのないように、登米市（仮称）地域交流センター整備事業に関する住民投票条例の制定を強く望むものであります。